

令和2年第4回定例会議事日程（第2号）

令和2年12月4日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第78号 吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第79号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第80号 吉富町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第81号 吉富フォーユー会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第82号 よしとみ憩いのやかたの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第83号 吉富町体育館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第84号 吉富町山国川総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第85号 吉富漁港総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第86号 吉富町子育て支援センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第87号 吉富町住民福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第88号 吉富あいあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第89号 吉富町ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第90号 令和2年度吉富町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第15 議案第91号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第7号）について
- 日程第16 議案第92号 令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第93号 令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について

- 日程第18 議案第94号 令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第19 議案第95号 教育長の任命について
- 日程第20 議案第96号 吉富町外1町環境衛生事務組合理約の変更について

令和2年第4回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和2年12月4日	
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場	
開 会	12月4日 10時00分	
応 招 議 員	1 番 角畑 正数	6 番 太田 文則
	2 番 向野 倍吉	7 番 梅津 義信
	3 番 中家 章智	8 番 岸本加代子
	4 番 矢岡 匡	9 番 横川 清一
	5 番 山本 定生	10番 是石 利彦
不 応 招 議 員	なし	
出 席 議 員	応招議員に同じ	
欠 席 議 員	不応招議員に同じ	
地方自治法第121 条の規定により説明 のため会議に出席し た者の職氏名	町 長 花畑 明 未来まちづくり課長 和才 薫 総務財政課長 瀬口 直美 住 民 課 長 永野 公敏 税 務 課 長 小原 弘光 会 計 管 理 者 福祉保険課長 守口 英伸	子育て健康課長 石丸 貴之 建 設 課 長 赤尾 慎一 地域振興課長 軍神 宏充 上下水道課長 奥家 照彦 教 務 課 長 別府 真二
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	局 長 鍛治 幸平 事 務 局 奥邨 厚志 書 記 小谷瀬鉄平	
町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり	
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり	

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、梅津議員、岸本議員、2名を指名いたします。

日程第2. 議案第78号 吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第2、議案第78号吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第78号吉富町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

今回の見直しは、近年における町の奨学金利用の減少傾向にある中、対象資格の拡充、貸付額や返還期間の延長など、町の奨学金がより利用しやすい制度となるよう、所要の改正を行うものです。

議案書2ページ並びに資料ナンバー1、吉富町奨学金条例新旧対照表を併せて御覧ください。

吉富町奨学金条例（昭和47年条例第124号の1）を次のように改正する。

第1条中、「有能な学徒で、経済的理由によって就学困難な者に対して学資を貸付け、有為な人材を育成する一方、学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べる」に改める。

第3条、奨学金の貸付けを受ける者の資格では、第1号から第3号までの改正であります。

第1号は、「在住し、他の奨学金資金を受給していない」を「在住する」に改めるものです。これは、他の奨学金制度との併用制限を緩和したものです。

第2号は、「大学」の次に、「・大学院」を追加し、対象区分を広げる改正でございます。

第3号は、表現が適切でないため、「学業及び人物が優秀と認められる者」に改めるものです。

新旧対照表の2ページをお願いします。

第4条、奨学金の金額等では、表中の対象区分を「大学」から「大学・大学院」に、「月額4万5,000円」を「6万円」に改め、高等学校などの「月額1万8,000円」を「2万

7,000円」にそれぞれ増額改正するものです。

新旧対照表の3ページをお願いします。

第6条、運営審議会の設置等は、第2項の表中、委員構成等の改正であります。

副会長の項、「副町長の職にある者」を「副町長の職にある者（副町長が不在の場合は未来まちづくり課長）」に改め、同表の委員の項中、「3人」を「6人」、「教育長の職にある者」の前に「議会の議長、副議長及び総務文教委員長の職にある者」を加え、「民生委員会の総務を代表」に改めるものです。

第10条は、見出しの改正と字句の追加であります。

見出しの「奨学金の申込み」を「申請」に改め、本文中、「より」の次に、「審議会に」を加えるものです。これは、申請先を具体的に設定したものでございます。

第14条は、地区の改正と新たな号の追加でございます。

条文中、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、第5号として新たに「奨学金の貸付期間中に貸付けの辞退を申し出たとき。」を追加するものです。これは、他の奨学金との併用制限の緩和に伴い、奨学生からの途中辞退の申入れを想定したものです。

次に、第15条は、条文中、「各号の一」を「各号のいずれか」に改めるものです。

新旧対照表の4ページをお願いします。

第16条は、返還回数の増加と償還期間の延長による改正であります。

第1項中、「卒業の年の翌年の6月と12月」を、「6月、10月、2月の年2回から年3回」に改め、「半年賦均等」を削り、第2項中の償還期間も「貸付期間の2倍から3倍」に改めるものです。

この改正は、奨学生が返還する際、無理のない返還とならないような改正でございます。

第18条は、条文中、「各号の一」を「各号のいずれか」に改めるものでございます。

議案書の3ページ、お願いします。

附則、施行期日、第1項、この条例は令和3年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、改正後の吉富町奨学金条例（以下「新条例」という。）第4条及び第16条の規定は、この条例の施行の日以後に奨学生となるものから適用し、同日前に既に奨学生である者（以下「旧条例による奨学生」をいう。）については、なお従前の例による。ただし、附則の定めるところにより、旧条例による奨学生から新条例第16条の規定による奨学金返還の申請があった場合については、この限りではない。

今回の改正により、町の奨学金がより利用しやすい制度となるよう、また若者の定住等につながる改正と思い、御提案するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、質問者、答弁者の発言は挙手をし、議長の発声の後、私から発言の指名を受けてから行って下さい。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本案に対して御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 皆さん、おはようございます。12月議会、一番最初の質問です。

簡単に、この今回の奨学金条例のことについて、細かいことは委員会でお聞きしますので、根本的なところを少しお聞かせください。

提案説明では、より利用しやすい制度とのことですが、吉富町民であれば、どのような子でも、どのような家庭事情や格差があろうが、町はできる限り子供たち全員へ勉強の機会が均等化するため、可能性へチャレンジするための後押し的な、いわゆる未来志向的な改正なのかなとは思いますが、今、この時期に改正する理由か何かそういうのがありましたら、ちょっとそこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

現在、奨学金の利用者については、貸付状況が激減している状況であります。制度として設定しているにもかかわらず、利用者が減少傾向にあるというものは、利用しやすくない制度となっているものなのかなという部分を考えまして、今回、月額を増額する、あるいは返還する期間を延ばすといったところで、まずは条例改正を行いたいと考えています。

さらに、附則では、申請に基づいて様々な設定をしております。

例えば、連帯保証人の要件であったり、そのほかでいいますと、変動に関するそれぞれの返済計画といえますか、そういったところが、回数で制限しているところがありますが、その辺は、返済計画等が奨学生から申出等があれば、そういったところも改正する部分なのかなと思って検討しております。ただ、様々な方の御意見をお聞きした上で改正したいと思っておりますが、いたずらにその返済期間を延ばすことによって、期限の利益というものがございまして。当然、期限を超えたものについては、督促であったりとか、さらにそういった部分にも及びますので、その辺は無理のない返済とにならないように、また返済することで逆に、そういう制限が新たに課されないような感じで、規則の改正についても検討していきたいと思っております。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今、お聞きして、大変前向きな今回の改正なんだろうと思いますので、細かいことはまた委員会でお聞きしますので。

あと、もう一点だけお聞きしたいんですが、この審議会委員の中に、議会から3名という文言が入っているんですね。これ、私、以前もちょっと言ったと思うんですが、議員というのは、住民に対して各自が様々な付度があるんです。例えば、お願いしますとか、頼みますとか、今回の頼みを聞いたら、次はこうだなとか、まだまだいろいろあるかと思います。ましてや3名も入れれば、今後、奨学金特会に対する予算審議が、人数的な関係から審議過程に偏る可能性もなきにしもあらずではないかなと思うんですが、議員を今回3名入れた理由というのがあったら教えてください。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） ただいまの質問に対してお答えいたします。

近隣の市町の奨学金条例を見る限り、同様に審議会委員の中に議会の議長、副議長、文教厚生常任委員長の職にある者であったり、同様に、議会の議長、副議長、厚生文教常任委員長の職にある者というところで、それぞれ上毛町、築上町が設定しているところもございます。

そういった方々が審議会の委員に選任したことで、表現が適切かどうかあれなんですけど、マイナスな部分での情報をお聞きしておらず、当然、構成する議員の方々、なっただけ際に、倫理的な部分も当然備わっていると思われまので、また併せて、奨学金のそういう制度がよりよいものとなるという部分も、様々な御意見、広く御見聞があるかと思うので、そういった意見をお聞きする機会もさらに増えるものと考えますので、今回、構成委員に関する提案をさせていただいております。

以上です。

○議員（5番 山本 定生君） あと委員会で。

○議長（是石 利彦君） ほかに。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 先ほど説明の中で、最近その貸付けというか、利用者が激減してきているというお話がありました。今後、このような金額改正をして、どのように、その貸付けの人数を増やしていくのか、どのようにしてその奨学金の制度を改正したのを周知していくのか、そここのところをちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） それでは、ただいまの御質問についてお答えいたします。

周知の方法としては、当然に広報あるいはホームページ等で掲載するわけですが、今までは、例えば、近隣の広報等に、そういった奨学金の募集する案内であったり、チラシであったり、配

布する、あるいは掲示するということがなされてなかったのではなかろうかと思います。今後は、実際に必要な方々の目に触れるような対応というところを取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） まず、3条ですね、3条に、「学業及び人物が優秀と認められる者」という文言があるんですが、学業については、その、優秀か優秀でないかというのは、その一つの数字的なものがでるんじゃないかなと思うんですけど、人物に対する優秀というのは、とても抽象的で、分かりにくいんじゃないかと思うんですけど、このところはどんなふうにお考えなんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） ただいまの質問についてお答えいたします。

奨学金の申込み、申請について、奨学金条例規則第2条で、奨学金の申請手続等が規定されております。その中で、関係書類の添付については、奨学金受給申請書、学校長の申請書あるいは学業成績証明書等を本人の、そういうこう人物感が確認できるような書類がございます。そういったところの書類との、どう言ったらいいんですかね、添付書類、求める書類と実際というところの整合性というところで、学業も優秀であるし、奨学生として町が無担保、無利子で貸し付ける奨学金でございますので、ある程度、そういった人物感について設定しているというところがあります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） もう一点、これ、規則に関わることなので、今から検討なさることもあるかと思うんですが、2点、お聞きします。

前、一般質問で、私、言ったんですけど、現在の規則では、3月31日までに申請手続をしないといけないとなっているんですが、コロナのこともあって、1年間の途中で続けることが困難になる場合も多々あると思うんですね。だから、これが年度途中であっても申請できるようにできないかということをお聞きしたんですけども、この問題はどのようにお考えなのかということが一点と、あと連帯保証人の資格の件なんですけど、これも現在では、住民税及び固定資産税を納付している者でなければならない、つまり不動産を持っていないと駄目ということですよ。ここら辺も、果たして、今の時代、これが必要なのかなと思うんですけども、この辺、何か考えておられることがありましたら、お願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） それでは、お答えします。

まず、1点目の申請の期間と申しますか、タイミングについて、日本学生支援機構では、年に2回、たしか4月と9月だったかと思うんですが、こういった期間で奨学金の貸付申請というのを行っているようであります。町の奨学金の手続きについても、同様に、少なくとも年2回、そういった機会を設けたいと考えております。ただそれは様々なところに御提案させていただいて、御理解いただいた上でのお話になります。

2点目の連帯保証人の設定であります。

保証人と連帯保証人という考え方が少しございまして、連帯保証人となると、奨学生とあと、その御家族の方の連帯保証人あるいはもう一方の連帯保証人という、同順位での債務保証というのをさせていただくという関係から、片方は、例えば所得があり、かつ資産もある方、片方は、所得もないく資産もない方となると、連帯保証の、そういった、バランスというところも崩れていくのかなと思います。ただ、先ほど少し触れましたが、学生支援機構等が他の制度を利用してですね、そういう保証機関等の、その人物の保証というのをされているようです。多くの方がそれを利用しているようです。それについては、貸付奨学金の一部を、言い方が悪いですけど、保険料としてあらかじめ納付していただいて、その分、万が一、返済で滞ったときは、それを利用しながら、最終的に、そういった、民事的な手続によって納めていただくという手続であります。

町としては、奨学金を利用する方と利用しない方が当然おらっしゃいますので、貸付けに至っては、必要最低限の、そういった基準点を設けたいと考えております。ただ、その一つの中に、そういった保証機関の利用というのも一部利用していくようであれば、その部分についても弾力的に検討し、いろいろな方々の御意見を頂いて、御理解頂く、であれば、採用したいです。

○議長（是石 利彦君） ほかに。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 第3条の、今、同僚議員も言ったところの、第3条の、奨学金の貸付けを受ける者の資格のところの3のところなんですけど、私、13年目に来てるんですけど、今まで何度も総務文教にいたんですけども、その3のところ、身体剛健が今回削られています。なぜこれに気がつかなかったのかと、今この時代に身体剛健じゃない人が、じゃあちゅうのも、私はもう反省を持って、今回この改正案を見てるんですけど、この改正に当たって、これを決断されたことは、町民の皆様からのお声があったのか、それとも当局、教育部局の中で御判断されたのか、その辺、反省の念を込めて、ちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） それでは、お答えします。

当然に奨学金条例の改正見直しをする際に、様々な方の御意見をお聞きして、今回の提案に至っているわけでございます。その中で、現代的な利用としては不適切な言葉であったりとか、言い回しであったりとかは、今回、見直させていただいております。この機っていうわけじゃない

んですけど、従前からもう少し早く気づいて、いろいろな場面で御提案といいますか、御意見をすればよかったんですけど、なかなか実際、深く読み込まないというところも実際あり、改めて、そういった不適切な文言といいますか、字句について削り、現代的にふさわしいような条文に変えさせていただいているということでございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま、議題となっております議案第78号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第3. 議案第79号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第79号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） 4ページ、議案第79号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明します。

本議案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税に関する改正部分が、令和3年1月1日から施行されるため、吉富町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

なお、町独自の政策による改正はありません。

詳細を、資料ナンバー1、新旧対照表で御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

第23条第1号の改正は、現在、世帯の合計所得が33万円以下の世帯につきましては、世帯割と均等割が7割軽減されますが、令和3年度から10万円引き上げ、43万円以下の世帯まで7割軽減を行うための改正であります。そのほか、世帯において、年収55万円を超える給与収入がある者、60万円を超える年金収入がある65歳未満の者、110万円を超える年金収入がある65歳以上の者の合計人数から1を差し引いた数に10万円を乗じて得た金額を43万円にさらに加えるための改正であります。

この部分の改正の理由は、所得税法の改正により、令和2年から年収55万円を超える給与収

入、65歳未満の者の60万円を超える年金収入、65歳以上の者の110万円を超える年金収入については、前年と比較しまして、所得金額が10万円引き上げられるようになりますが、この制度改正による所得金額の増額が、国民健康保険税の減免の適用に影響を与えないようにするためであります。

6ページをお願いいたします。

第2号の改正は、世帯の合計所得が33万円に、世帯の受ける被保険者等1人当たり28万5,000円を加算した金額以下の世帯につきましては、世帯割と均等割を5割軽減しているものを7割軽減と同様に減免ができる世帯の合計所得金額を10万円引き上げ、所得税改正による給与所得者、年金所得者の所得増が、国民健康保険税の減免適用に影響を与えないようにするための改正であります。

第3号の改正は、世帯の合計所得金額が33万円に、世帯における被保険者等1人につき52万円を加算した金額以下の世帯につきましては、世帯割と均等割を2割軽減しているものを7割軽減と同様に減免ができる世帯の合計所得金額を10万円引き上げ、さらに所得税法の改正による給与所得者、年金所得者の所得増が国民健康保険税の減免適用に影響を与えないようにするための改正であります。

7ページをお願いいたします。

附則第2項の改正は、改正後の第23条の規定において、減免を判断する場合の世帯の合計所得金額を算定するに当たり、110万円を超える年金収入がある65歳以上の者1人につき10万円を乗じて得た金額を超えることになっている者を、当分の間、110万円を125万円に読み替えるための改正であります。

議案書5ページをお願いいたします。

附則の説明を行いたいと思います。施行日は、令和3年1月1日で、この改正内容は、令和3年度国民健康保険税から適用します。

以上で説明を終わります。慎重な御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対し御質疑はございますか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 法改正、政令公布に伴う改正ということなので、これは国会の話なので、私ら議員、言う筋合いはないんで、今回の改正で吉富町にとってというか、町民にとって何か不利益とか、支障が何か出るとか、そういう可能性があるか、そこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長会計管理者（小原 弘光君） お答えします。

今回につきましては、先ほど説明したとおり、町民の方にとっては、国民健康保険税の減免適

用がさらに幅が広がるというところから、メリットがあるものと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第79号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第79号吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第80号 吉富町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第4、議案第80号吉富町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 御説明いたします。

吉富町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正は、令和2年度税制改正において、延滞金に係る規定等が改正され、当該改正部分が令和3年1月1日から施行されることに伴い、当該規定の整備を行う必要があるため、本条例の制定をするものでございます。

内容といたしましては、2点ございます。

1点目は、租税特別措置法において、延滞金の割合の特例に関する文言の見直しが行われましたので、その部分を引用しています各条例の改正を行うものでございます。

なお、延滞金そのものの割合等については、特に変更はございません。

2点目は、平均貸付割合がマイナスとなった場合に、延滞金の割合がゼロ%となることがないように、延滞金の割合が年0.1%未満であるときは年0.1%とすることとされましたので、当該規定を各条例にて新たに規定するものでございます。

それでは、改正条例の説明を行います。

議案書は7ページ、併せまして、資料ナンバー1の新旧対照表8ページからご覧をいただきたいと思えます。

吉富町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例。

第1条、吉富町督促手数料及び延滞金徴収条例（平成21年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第3号を次のように改める。

附則第3項の全部改正になります。こちらにつきましては、新旧対照表をもとに説明をさせていただきます。

まず、先ほど言いました、1点目の改正に伴うものでございます。

新旧対照表の第3項の現行の3行目でございます。

現行、特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合の延滞金特例基準割合）、平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に改めるものでございます。

文言の改正修正の見直しによるものでございます。

次に、同じく第3項の6行目、「以下この項において同じ」の「この項において」を削り、「以下同じ」とし、次の7行目、「その年（以下、この項において特例基準割合適用年という。）中」の括弧内の文言を削り、「その年中」とし、9行目の「当該特例基準割合適用年」を、「その年」とするものでございます。

これは、先ほどの文言の改正に伴う整理でございます。

10行目、11行目に、同様に「特例基準割合」という文言が出てきますので、先ほどと同様に、その文言を「延滞金特例基準割合」に改めるとするものでございます。

次に、2点目の改正に伴う改正でございます。

附則に、第4項を追加するものでございます。

4、現行の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算し

た割合、延滞金特例基準割合を除くが年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合とするものであります。

次に、第2条、吉富町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正、第3条、吉富町公共下水道区域外流入分担金徴収条例の一部改正、第4条、吉富町後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございます。

こちらにつきましては、新旧対照表は9ページから12ページとなっております。

この3つの条例の改正につきましても、第1条の条例の改正と同様の理由、同様の内容にて改正を行うものでございます。

議案書のほうをお願いいたします。議案書は9ページになります。

附則としまして、この条例は令和3年1月1日から施行する。これは、法の施行日と同一となっております。

附則第2項、経過措置としまして、第1条から第4条までの改正のうち、延滞金の割合等の特例に当たる部分については、この条例の施行日、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものとするものでございます。

続きまして、附則の第3項、吉富町下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

この改正につきましては、平成16年、条例第12号吉富町の下水道受益者負担金に関する条例の一部改正を平成16年に行っておりますが、その附則の中に、延滞金の割合等の特例の規定を設けておりましたが、本来であれば、この規定は設けた時点で条例本体の附則でうたうべきところではございましたので、今回は、一部改正条例の附則からこれを削除して、先ほど本体のほうの条例の附則にうたいこんでおりますので、今回、この部分を整理するものでございます。

なお、今回の改正につきましては、法律の改正に伴い、整理するものでございまして、吉富町独自の新たな改正はございません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して質疑はございませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） こちらも法改正なんで、こちらでとやかく言うこともないんですけど、さきの条例と同じじゃないんで、今度は若干違うんだと思います。住民負担とか云々じゃなくて、この改正によって、町はまだマイナスになるようなことはない。例えば、利率によって、本来、督促とか、こういう、これ自体がないほうが一番いいんで、これ、数は変わらないと思うんですけど、その少し、額が減ってしまうと、手数料の額が減る、そんなことはないんですか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 今回の改正につきましては、あくまでこの督促手数料と延滞金の徴収ということで、町にとって、そういう、マイナスになる部分はありません。文言の修正等に伴うものと、そもそものその延滞金等の割合が変わっているわけではございませんので、そういうところはないというふうに思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第80号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第80号吉富町督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第81号 吉富フォーユー会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第5、議案第81号吉富フォーユー会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。教務課長。

○教務課長（別府 真二君） それでは、議案第81号吉富フォーユー会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

使用料の取扱いにつきましては、負担の公平性の原則、同種や類似施設の規模、実態等を考慮し、利用しづらい状況とならないよう住民負担に配慮し、各種団体の活動支援や施設利用率の維持、公共性や収益性、激変緩和措置を踏まえた所要の改正を行うものであります。

議案書の11ページ並びに資料ナンバー1の13ページ、吉富フォーユー会館の設置及び管理運営に関する条例、新旧対照表を併せて御覧ください。

吉富フォーユー会館の設置及び管理運営に関する条例（平成4年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条（使用料）では、フォーユー会館の利用者が納付する使用料を別表として規定しており、別表中、ホール等使用料及び研修室等使用料の改正についてを御説明いたします。

新旧対照表の13ページ及び14ページをお願いします。

大ホールと楽屋、舞台のみ及びホワイエ、町民ホールは、時間ごとにそれぞれ料金が異なる設定でございます。

大ホールの項です。平日9時から13時では、1万3,050円から1万5,600円、1時間換算いたしますと、3,300円から3,900円、下の欄、土曜、日曜、祝祭日の同じ時間帯では、1万7,330円から2万800円、1時間あたりでは4,300円から5,200円の改定としております。

また、右側なんですけど、9時から20時までの平日利用では、4万8,930円から5万8,500円、1時間あたりでは3,700円から4,500円、土曜、日曜、祝祭日では、5万8,720円から7万200円、1時間あたりでは、4,520円から5,400円の料金の見直しとしています。

現行と改正案では、平日、土日、祝祭日、共に平均して1.2倍に増額した改正の分としております。

改正に当たっては、近隣の文化施設、例えば、中津文化会館であったり、築上町のコマーレであったり、豊前市民会館など、比較しても同程度か、それでも幾らか安い設定となっております。

同様に、楽屋、舞台のみ、14ページの上段、ホワイエ、町民ホールにつきましても、平均1.2倍での同額改定としております。

議案書12ページ、新旧対照表の14ページ及び15ページをお願いします。

研修室等の料金改定であります。1階、調理実習室及びさつき（和室）で、240円から360円、120円から180円への料金改定としております。

改定率としては、1.5倍での設定としております。改定に際しましては、利用者負担を考慮し、その改定率の上限を激変緩和率と設定し、1.5倍を上限率として見直しの目安に運用する自治体も多く、今回の激変緩和措置として同様の料金改定の上限としての目安として設定してお

ります。

同じように、2階の視聴覚室及び研修室1に3階のもくせい（和室）、会議室2と3、研修室3と4も同様に、1.5倍の範囲内で激変緩和措置とした増額改定としております。

議案書のほうです。12ページをお願いします。

附則、施行期日、第1項、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、この条例による改正後の吉富町フォーユー会館の設置及び管理運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請により許可を受けた者に対する使用料について適用し、同日前の申請により許可を受けた者に対する使用料については、なお従前の例による。

この経過措置でございますが、令和3年3月31日までの許可申請に関するものとして、大ホールであれば、6か月後、9月までの許可分、研修室等であれば、1か月後の令和3年4月までの許可の範囲に関するものを規定しているものでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

本案に対して御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 各条例案、これ、今から81号から89号まであるわけですが、各条例案は各委員会でもた詳細についてはお聞きしたいと思っておりますが、大きな点について、2点、お聞きしたいと思っております。

1点目は、なぜ、今、この時期に改定するのか。先日、新型コロナ禍で2万円を配ったり、吉富町はマスクを配ったり、いろいろやって、町民は大変喜んでます。先日は、本当、お年玉かクリスマスプレゼントのように2万円を配って、町民は本当に喜んでる人ばかりなんですけど、この時期にこう値上げ、言い方悪いけど、受益者の負担として値上げ、まあ、値上げですよ。これを求めるの、これはどうなのかなと。

例えば、平成26年の否決から、据置期間があったものを適正化するためという説明でした、以前の、提案のときも。これは大変いいことだと私も思っています。ただ、4月の改正のためにこの時期じゃないと、周知期間を設けないといけないということも分かります。が、この、今どうなのかなと、2万円を配ってすぐ後に一方では受給をし、一方ではもらうという、これが今どうなのかなと正直思うんです。この時期に改正するのがどうなのかな、そこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

山本議員さんおっしゃるように、今の世の中の現状を考えたときに、非常にこの金額が上がる

ということは、確かに値上げということで、上がるわけですけれども、それはそれとして、平成30年当時から、この話はずっと内部で協議を進めておりました。本来であれば、それを早急に結論を出して、条例等に反映させるべきところではあったわけですが、それがたまたまこのタイミング、令和2年のコロナがはやったこのタイミングになってしまったということで、ただ、今のような事情も考えた上で、やはり町としては、それはそれ、やらなければいけない住民への支援、ただ、施設に係る使用料等については、先ほど教務課長も言いましたが、受益者負担等の原則にのっとりながら、適正にそれに反映させていくべきであろうというのが町の考え方で、今回、提案をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） それはよく分かるんですが、住民の、我々はもう住民の負託を受けている者ですから、そういう意見を言います。

あと、個別に、また議員たちが委員会で聞くとお思いますので、あともう一件、お聞きしたいのが、2点目は、全部の条例が、個々に違うものがあります。これ、「消費税を含む」という表現があるものかないものがある。その違いを教えてほしいものと、「消費税を含む」とある中にも、「消費税及び地方消費税を含む」というものもあります。この違い、議員の皆さんも分からないと思うんで、そこを教えてください。

例えば、あと、武道場は今回入ってないんで、ここは改正しないのか、改正をしなかったところのこういう大きな流れ、そこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

今の山本議員さんの質問の前段について私から、消費税の部分については私からお答えをさせていただきます。

確かに、今回、条例を見ますと、消費税のくだけが入っている部分、入っていないものもございまして。考え方としては、町としては、あくまで消費税及び地方消費税相当額が入っているものとして、今回の使用料は設定をさせていただいております。

言われるように、では、じゃあ、文言の書き方として、「消費税を含む」とあるものと、きちんと「消費税及び地方消費税と同額」という文言が2つに分かれておりますが、町の例規ということ、条例を考えれば、本来であれば、こういう、統一的な言葉というのは、統一した文言で書くべきであったなというふうに、今、御質問を受けて考えたところです。

今後につきましても、町の条例を考えるときは、あくまで言葉であったり、文言であったりというのは統一的にやっていきたいと思いますというのは、従前からの考えですので、今後につきまして

は、そこら辺はきちっと決定をして、こちらとしても条例として、こちらのほう、議会のほうにも提案していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 2点目の御質問です。

武道館の使用料につきましては、同様に、吉富町武道館の設置及び管理運営に関する条例というのがございます。この条例上で、第7条、使用料という項目がございます。武道館の使用については、使用者から使用料を徴収する。2項、使用料は吉富町体育館の設置及び管理運営に関する条例（昭和44年条例第111号）第7条に定められた、体育館使用料を準用し、同条別表中、アリーナの部を適用するということであります。したがって、アリーナの部分の改正で、それぞれ武道館が畳面と床面というところで、半分ずつといいますか、こういった規定でございます。アリーナ部分の半面と同様の現行200円を300円、町外であれば300円を450円、同様に、先ほど言いましたが、激変緩和措置というものをあらかじめ仮に設定させていただきまして、同様の手続で改定するものでございます。

当然に、利用者には同時期、同様のお知らせをするものであります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の改正に当たって、これちょっと続くんですけども、全協の時、基本的な考え方というのが示されたかと思えます。そのことについて、ちょっと聞きたいと思えます。

受益者負担の原則ということを言われたんですが、これはちょっと一般質問で取り上げるような内容で今日はちょっと差し控えますが、私個人としては、この受益者負担の原則というものについてはどうかなと思っております。

それはさておいて、算定方法の明確……、つまりこの基本的な考え方というのは、今からこの条例改正を含めて、ずっと流れていると思うので聞くんですけども、算定方法の明確化と言われたんですね。その中身を教えてもらいたいです。算定方法の明確化。

それから、受益者負担割合の明確化、つまり、その算定方法が何かあって、その中の受益者に負担してもらうその割合が同じだと思うんですけども、それは幾らかっていうことですね。

それから、また、減額基準の整理、統一化、これは言葉どおりかなと思うんですけども、定期的な見直しというのがありますか。これは、何かその、例えば、何年に一遍とか、何かそんなのがあるんでしょうか。その辺、お願いします。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

まず1点目が、算定方法の明確化というところでございます。

算定方法に当たっては、原価、その施設に係るコスト掛ける、先ほど2点目になりますが、受益者負担の割合というところで使用料を出しております。

では、このコストはということにはなるとは思うんですが、その施設に係る経費の、まず、それぞれの施設を出しました。使用料、手数料等の原価調査表というものを統一的に作りまして、そこには人件費あるいは、これは職員の、一般職員の人件費あるいはその他の人件費、例えば、嘱託職員であったり、委託料等で、警備の委託をしていけば、その、人の部分であれば委託料あるいは物件費ということで、年間の消耗品費、印刷費、電話代あるいは先ほどの委託料等も会社にしてるんであれば、この委託料と、そういうものを全て各施設ごとに所管のほうで算定をしまして、そこで、その施設に係る年間の原価というものが出てきます。

先日もお話ししたんですが、建物そのものの、建設費であるとか土地代であるというのは、そもそも公の施設、町は設置してますので、そこは除きましょうというルールのもとに、それをまず算定をしました。というのが、もう統一的にした算定方法ですね。今までは近隣あるいは建設当時、もう本当に近隣を見たところで、これぐらいかなというところであったので、そこが明確になってなかったんで、そこをきちっと考え方を共有しましょうということでしております。

受益者負担の割合ということになるんですが、それにつきましても、その施設がそれぞれ公共性が高いものなのか、あるいはほかに、例えば言ったように、大ホール等につきましても、一般的に収益性あるいは一般のところでもやっているとなれば、収益性は高い、けれども、どちらかという、公共的なサービスとしては、町がそもそもやらなきゃいけないものなのかというものもございまして、それを各施設ごとに、全て同じパーセントではなくて、例えば、日常生活で多くの住民が必要とし、あるいはそもそもそういう施設、例えば、今回の住民福祉センターもそうなんですが、本来であれば、高齢者が低額あるいは無料でということであれば、そこら辺は、受益者負担としては安いパーセントを設定しております。

公共の、先ほど言った、受益者負担が高かったり、日常的に収益性が高い、民間による提供が期待できるサービスについては、そこは高く設定をしたというところで、それぞれの施設でそこを区分けをしまして、今回、金額の、使用料を出したところでございます。

それで、あとは、減免の基準等につきましては、今それぞれの施設でやっていたものを、もうそれも統一的に考え方を町として、減免というものは、こういう形でやっていきたいと思いますというところで、あまり今の状況等は変わらないと思うんですけども、そこを、もう一回、再認識をしたというか、再検討をしたというところでございます。

見直しにつきましては、基本的には、2年か3年に一回、すみません、私、ちょっと今、資料

が手元にないんですが、会議の中では、二、三年に1回はきちっともう一回、原価を出して算定をしましょうということで、統一をしておるところでございます。

本来であれば、先ほど山本議員もおっしゃったように、どの時期だったかなというのはあります。本来であれば、もう少し早い段階で、こちらとしても、この提案はすべきだったなというふうに、本当に思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、受益者負担割合のところ、ありました。

今、提案されている、このフォーユー会館の、幾つかありますよね。その負担割合をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） お答えいたします。

大ホール等の改正につきましては1.2倍、およそ1.2倍、平均でいいですね、1.2倍で改定、出しております。その他の研修棟等については1.5倍で改定いたしております。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員、最後です。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと私の理解が間違っていたのかな。私は、先ほど教務課長さんが言われました、その経費、維持費っていうんですか、経費、経費のその受益者の負担割合と思ったんですけど、今言われたのは、値上げ率ですよ、値上げ……。じゃあ、もう一度お願いします。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） フォーユー会館の一つの、例えば、大ホールを使うときに、例えば、そこには人件費であったりとか、光熱、電気であったりとか、暖房であったりとか、そういう費用がかかっているわけでありましたが、それをもとに計算すると、なかなか大幅な増額というところがございます。大幅な負担増にならないようところで、一定の基準を設けさせてもらったというのが今回の改定でございます。当然に、その負担率というのは、その料金を改正する目安としては必要と考えますが、そういった経費の割合等を加味したところになりますと、かなりの高額になるということもございましたので、今回は、そういった部分には基準と設定せずに、一般的な改定する際の指針といいますか、目安、そういったところを設定させていただいて、その中で改定した金額について、先ほどの1.2倍であったりとか、1.5倍というようところが、今回の改定した金額の改定率とさせていただきます。

一概に、その、公益性、収益性、福祉的な観点というところから、そのかかる費用負担が、その施設の維持管理あるいは貸付けに対して反映しているかということ、決してそうではなく、それ

をすることによって負担が増えるということもございましたので、今回は、そういった一定の基準を設けて、改定させていただいているという状況でございます。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。追加。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

今、教務課長がおっしゃったように、最終的に今回提案させていただいたものは、激変緩和であったり、近隣等々というところの、最終的には、プラスアルファの要件も入っております。その前段の原則として、受益者負担割合という言葉は私が出したわけですが、それにつきましては、例えば、先ほど言った、住民福祉センターひだまり、あるいは子育て支援センター、あいあいセンター等につきましては、負担割合は公共性、収益面から考えて、かかる費用の、原価の10%程度というところを、まず基準に置いております。

フォーユー会館の大ホール等につきましては、先ほど言いましたように、収益性あるいは民間でもというところを考えれば、原価、いぶり出した原価コストに100%ということで、負担割合をまず基本は考えております。で、この基本の中に、先ほど言った、その後に教務課長が言いましたように、近隣等あるいは激変緩和、住民負担を考えまして、今回の改正案の数字が出てきたというところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 今回の改正の、先ほどの説明の中に、激変緩和の1.5倍ですか、その上限を言っていると思うんですけども、これは前回、何年前かな、1回提案されたとき議会は否決しましたですね、改正について。もし、今回、もしですよ、もう激変緩和の上限に行くのは高いじゃないかっちゃうところで、最悪場合は、抑えた場合は、定期的に見直しがまた近い将来やってくるということでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、今回の条例改正案、協議に協議を重ねてこの段階で出しております。この後につきましては、言いましたように、コスト等も当然変化してきますので、そこら変も踏まえて、二、三年に1回はきちっと使用料の改正、それが条例改正になるかは分かりませんが、見直しというところでは考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） ちょっと町長にお尋ねします。

今回の各施設の使用料の値上げについては、各担当課から出された内容を吟味して、町長が

ゴーサインを出した、そういうことだろうと思います。それで、今回の使用料の改正について、これは値上げに相当すると思いますが、町民にどのように説明されていくのか、また、こういうところ、ゴーサインした考え方というところをお示しいただければと思います。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） 本来であれば、あまりこういうことに対して、そのまま率直にお答えするのはいかがかなとは思いますが、もっとも何年も早くに本来であれば改正をしておかなくちゃいけない、また、その準備をしておかないといけない、はっきり申し上げて、私どもは平場でいうと、修理をしているような状態でありますので、これをやっぱり皆さんもしっかりと受け止めていただいて、今、私たちが何をなすべきなのか、これを一つずつ、形を取っていきたい、そういうふう考えております。

そして、最終的には、町長がゴーサインを出したということなんですけども、私どもやっぱり民主主義でありますので、しっかりと、先ほど山本議員も、るる説明があったんですけども、二元代表制でありますので、今まではこういう形ではやってなかったわけです。皆様にも一緒になって考えていただいて、いい町をつくっていきましょう、住みやすい町をつくっていきましょう、ただ、その一点のみであります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 今の町長の答弁を受けて、一つ聞きたいことがあります。今回は町施設のことについての受益者負担でございますが、町長の今のお考えを聞いたときに、受益者が負担するというお考えを今述べられたと思うんですけども、これは等しく、いろんなことについても、この今回の設置料金以外のことについても、受益者についての負担を云々と言われるお考えは、限定されることなくあるのでしょうか。

○町長（花畑 明君） 趣旨が分かりませんが、質問の趣旨。（「議案外……」と呼ぶ者あり）

○議長（是石 利彦君） 議案から外れとるから。（「離れ過ぎて、質問の内容が」と呼ぶ者あり）

○議員（9番 横川 清一君） では……

○議長（是石 利彦君） 取り消します。

○議員（9番 横川 清一君） 一般質問で、一般質問として……。

○議長（是石 利彦君） 今の発言は取り消してください。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第81号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第81号は総務文教委員会に付託することに決しました。

ここで、1時間過ぎましたので、暫時休憩したいと思います。再開は11時20分です。

午前11時11分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（是石 利彦君） 再開いたします。

.....

**日程第6. 議案第82号 よしとみ憩いのやかたの設置及び管理運営に関する条例の一部を
改正する条例の制定について**

○議長（是石 利彦君） 日程第6、議案第82号よしとみ憩いのやかたの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。教務課長。

○教務課長（別府 真二君） それでは、議案第82号よしとみ憩いのやかた設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の14ページ並びに資料ナンバー1の16ページ、よしとみ憩いのやかたの設置及び管理運営に関する条例、新旧対照表を併せて御覧ください。

第8条、使用料では、憩いのやかたの使用料を別表として規定しており、別表中、1階、陶芸窯と陶芸室及び2階の和室1、2を洋室に、3階の洋室1と会議室の下線部の改正について御説明いたします。

議案書14ページ、新旧対照表の16ページをお願いいたします。よしとみ憩いのやかたの設置及び管理運営に関する条例（平成13年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中、陶芸窯使用につき、「2,000円」を「2,400円」に、「4,000円」を「4,800円」に、2階及び3階の室料について「50円」を「100円」に改める。改定率は利用者負担を考慮し、陶芸窯では1.2倍とする改定設定としております。

各階の部屋の改定では、先ほど激変緩和率1.5倍を上限にと申しましたが、他の社会教育施設料金と比較してもなお低料金であるため、100円を改定料金として設定しております。

議案書14ページでございます。

附則の説明を行います。附則、施工期日、第1項、この条例は令和3年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、この条例による改正後のよしとみ憩いのやかたの設置及び管理運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請により許可を受けた者に対する使用料について適用し、同日前の申請により許可を受けた者に対する使用料については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対し、御質疑ありませんか。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） では、お尋ねいたします。

憩いのやかたは、もうとても古い建物で、耐震補強等が必要だと思われませんが、今回の値上げについて、2階、3階の部分について、どういう利用者を想定しているのか、お答え願います。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） それでは、ただいまの御質問についてお答えいたします。

実はコロナ禍において、とても、利用するのに各部屋が狭く、密の状態となります。従前は囲碁をされる団体がそこを活動拠点として利用しておりましたが、囲碁をする団体について、皇后石研修センターに拠点を移していただきました。今後は、様々な方に御利用していただけるようなどころで、改めて、御案内といえますか、そういった部分を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） ということは、ある程度のグループとかいう、多人数は想定していないということよろしいんですか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 従前、囲碁のほうが、積極的にそこを利用していただいているところ、囲碁と将棋ですね、積極的に利用していただいていたわけですが、今回、コロナ禍の密集というところから、すっぱり利用が空いた状態であります。現在、利用されていないのも事実、ただ、利用に関して、それぞれ管理費用等も当然発生しますので、利用できるような感じで、皆さんにそういった御案内を、利用側、ご提供から宣伝等したいと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） すみません。先ほど説明がちょっと私よく分からなかったんですけど、先ほどのフォーユー会館と一緒に、例えば、フォーユー会館もホールは100%掛ける予定だけれども、それでは高すぎるというところで1.2倍やったですか、やってるということだったんですけど、これもそういう感じなんですか。

質問で聞きたいのは、要は、この、50円と2,000円と、見直し案のほうで100円と2,400円、4,800円ですよね、これが、この項目が本来何%掛ける予定であったのか、をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） では、私のほうから先に、今の御質問に対して、基本的なところのパーセンテージです、こちらが提出しています受益者負担につきましては、憩いのやかたは50%ということで整理をしたところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 先ほどちょっと聞くの、難しくてちょっと聞き漏らしたところもあるんですけども、この現行使用料の中には、空調料金がありましたよね、これは別にあったんですか、それとも含まれてたんですか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） お答えします。

憩いのやかたの冷房費用等については、コイン式の、そういった装置を設定しておりますので、そこで管理されているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第82号は、総務文教委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第82号は総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第7. 議案第83号 吉富町体育館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第7、議案第83号吉富町体育館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 議案第83号吉富町体育館の設置及び管理運営に関する条例の一部

を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の16ページ並びに資料ナンバー1、17ページ、吉富町体育館の設置及び管理運営に関する条例新旧対照表を併せて御覧ください。

第7条、使用料では、吉富町体育館の使用料を別表として規定しており、別表中、アマチュアスポーツとその他の催し物に関するアリーナ部分と1階ステージ、2階フロア部分で設定しております。

今回、下線部の改正について御説明いたします。

吉富町体育館の設置及び管理運営に関する条例（昭和44年条例第111号）の一部を次のように改正する。

別表中、アマチュアスポーツによるアリーナ部分、1時間の全面使用では、町内を「400円」から「600円」、町外では「600円」から「900円」、反面利用では町内「200円」から「300円」、町外では「300円」を「450円」、4分の1面利用では「100円」を「150円」、町外では「150円」を「230円」として、1.5倍という設定で改定しております。

1階ステージ、2階フロアについても同様に1.5倍の改定としております。その他の催し物についても同様に、1.5倍、激変緩和ということで改定しております。

いずれも改定率が近隣の同規模、同市の体育施設と比較しても、それでもまだ同等というところの金額でございます。幾らか安い部分もございますが、そういったところで今回改正するものでございます。

附則の説明です。施工期日、第1項、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、この条例による改正後の吉富町体育館の設置及び管理運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請により許可を受けた者に対する使用料で適用し、同日前の申請により許可を受けた者に対する使用料については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対する御質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これに関しても、結果的に現行の1.5倍ということなんですが、この負担、原則的な負担割は幾らだったんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 負担区分としましては、50%となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第83号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第83号は総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第8. 議案第84号 吉富町山国川総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第8、議案第84号吉富町山国川総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長より内容の説明を求めます。教務課長。

○教務課長（別府 真二君） それでは、議案第84号吉富町山国川総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の18ページ、資料ナンバー1の18ページを併せて御覧ください。

第7条、使用料では、山国川総合グラウンドの使用料金について別表として規定しており、今回、テニスコートが現在利用されない状況がございます。テニスコートの欄及び施設運営の欄を削除し、使用料金を「1,050円」から「1,500円」に改めるものでございます。

議案書18ページです。

附則です。施行期日、第1項、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、この条例による改正後の吉富町山国川総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請により受けた者に対する使用料について適用し、同日前の修正により許可を受けた者に対する使用料については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対し、御質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これは、町民が使用するときは無料なんですよね、無料ですよ。じゃあ、この値というのは、町民以外の方に対するその額だと思うんですけども、これを決められるときの、これに対する、町民は無料になっているんですけども、結果的に無料になってい

るんですけど、その負担割合とその負担割合のそのもとになる額、例えば、1,000円の10%だったら100円なんだけど、そのもとの額というのは幾らなんですか。

○議長（是石 利彦君） もう一回、どうぞ。

○議員（8番 岸本加代子君） つまりその維持費ですよ。維持費があつて、経費があつて、その負担割合があつて、額がある。そして、それに対してあまりにも高いから、こうしようというところで、先ほどのはずうっと1.2倍だとか1.5倍とかなったと思うんですね。今回ちょっと無料なので、ちょっと質問、何かちょっと私も分からないところあるんですけど、先ほどの、今までのも本当はそこを聞きたいんですけど、もともとかかる費用というのは幾らなのか、そして本当は何割にしたかったのか、何割ぐらいが、したかったのか、けれどもこれは無料にしようということになったと思うんですけど、その辺のところちょっとお願いします。

○議長（是石 利彦君） 計算根拠。

○議員（8番 岸本加代子君） はいっ。

○議長（是石 利彦君） 精算根拠になるわけ。

○議員（8番 岸本加代子君） そうですね。

○議長（是石 利彦君） にわかにはできますか。教務課長。

○教務課長（別府 真二君） お答えします。

山国川グラウンドに関する管理費用としては、草刈りについて一部委託して管理している状況にあります。ただいま草刈り費用に関する費用のところの資料がございません。ただ、費用としては、そういった部分がかかってございます。ただ、河川敷の利用の際に、そういったこう、統計値であったりとか、ああいったところで営業的な部分での貸出しというのは一部ございますので、設定する金額としては、そういった方々が利用する際の一つの目安として、当時1,050円、今回1,500円というところであろうかと思えます。説明が少しあれなんですけど。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 同様に、議員に関連なんですけど、ということは、今言った陶芸、私も有田陶器市に行ったことあるんですけど、ああいう方々が借りたときは取るけれども、町民の方がそこでそういう催しをしたときは取らないということですか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） お答えします。

町民の方についても、その使用の用途、そういった収益性のあるイベントであったりとか、そういった部分での貸出しについては内容をよくお聞きして、使用料金を設定させていただくことが適正かどうかを判断した上で、決定しておるような状況です。ただ、町内の利用で、私を知る

ところでは、そういった利用が今のところございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） ということは、現行、ないということなので、その文言というのは、そのときに判断するということですね。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） そのとおりでございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第84号は、総務文教委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第84号は総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第85号 吉富町漁港総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第9、議案第85号吉富町漁港総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長より内容の説明を求めます。教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 議案第85号吉富町漁港総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の20ページ並びに資料ナンバー1の19ページを併せて御覧ください。

第7条、使用料では、吉富町漁港総合グラウンドの使用料を別表として規定しており、スポーツ活動に関するもの及びその他目的外に使用する場合における使用料について、改正するものでございます。

それぞれの区分ごとに設定する使用料については、同種同規模のグラウンド等の状況も加味しながら、それぞれ町内町外共に1.5倍というところの設定で改定しております。

附則の説明です。施工期日、第1項、この条例は令和3年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、この条例による改正後の吉富漁港総合グラウンドの設置及び管理運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請により許可を受けた者に対する使用料につい

て適用し、同日前の申請による許可を受けた者に対する使用料については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対し、御質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これも先ほどと一緒に、スポーツ活動に関するもの、この点だけでいいんですけども、結果的に1.5倍ですけれども、負担割合と負担分のその、負担ですね、は幾らでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

負担区分の割合につきましては、50%ということでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 50%は分かるんですけど、じゃあ、その、要するに、私が知りたいのは、今、減額されていますよね、その近隣とかいろんなことを考えて、それが本来のそのものに対してどのくらいの割合になっているのかというのが知りたいんです。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 今までの私の説明が悪かった部分もございます。そこを改めて、一般的な使用料の考え方について、ちょっとご説明します。

使用料は、地方自治法第225条に基づいて、地方公共団体の行政財産や公の施設の使用、利用の対価として、そういった部分を根拠に利用者から徴収できる金銭でございます。

当然、使用料により利益を受ける方が、その受ける利益の程度分を負担する受益者負担の原則に立つものでございますが、そこでその部分について、実際にかかる経費を算定すると、あまりにも金額設定としては高い設定となることから、ある程度公費として賄う部分、利用者が負担していただく部分、それから利用しない方についての、そういった部分も考えたところで、今回、現行の金額について近隣の同種同系統の施設と、そういった料金設定等を比較しながら設定しております。

当然に、例えば、漁港グラウンドであれば、グラウンド監視員の賃金が発生しております。電気料も発生しております。こういったところをダイレクトに使用料にはね返すとすると、かなりの金額となることもございますので、近隣のそういった同種同系の施設との比較で、今回、見直しているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 例えば、これ150円ですよ、見直し案が150円になっています。これ、100円から150円で1.5倍になっているというのは分かります。その150円が本来、先ほど、何ですか、基本的な考え方の中の算定方法の明確化と、それから受益者負担割合の明確化と照らしたときに、それが本来50%になってこのくらいになるんだけど、高過ぎるからこうしている、そのもとを私は知りたいんですよ。だから、今、町民の皆さんが払おうとしているこのお金が、本来その原則に立ったときの負担割合にみて、半分なのか、3分の1なのか、10分の1なのか、その辺が知りたいんです。それで聞いているんです、私。

それで、その維持費そのものを、だから、その維持費が幾らですかという聞き方しているんですけども、本来はそういうことなんです。その本来払う、町としては受益者に、町民に負担してもらいたい、そのお金の、現実的にはこのくらい下げてますよという、そこが知りたいんですよ。今じゃなくてもいいんですけど、そこら辺をもうこれからもずっと聞いていくと思うんですけど、教えてくださったら非常に助かります。よろしくお願いします。今じゃなくてもいいですので、答えていただけますか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 今の岸本議員さんの件についてお答えいたします。

ちょっと私が手に持っている資料の部分だけで申し上げさせていただきます。

今の漁港のグラウンドの件につきまして、スポーツ活動に関するものの大学生・一般というところが、現行の300円が450円になるわけですが、これにつきましては、先ほどの原価で計算した場合のコスト、かかる金額は800円、端数はありますが800円となっております。それに負担割合の50%を掛けますと、そこが400円ということになるわけですが、その施設につきましては、基本的なところでは、いろんなものの、建物そのものはそこに添加しないというところですが、特別な設備が、ナイターであったりとか、特別な施設があるものについてはそこは少し考えてプラスにしましょうというところから、マイナスがありますので、結果的にそこが450円というふうになっているということでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうすると、負担割合50%ですよ。結果的に、その1.5倍になったっちゃうことですよ、近隣と、いろいろ考えてきたら、この額になったということですよ。このことに関しては分かりました。

○議長（是石 利彦君） ほかに。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 今の意見なんで。

○議長（是石 利彦君） 分かりましたで、何か言う。いや、いいです。はい、どうぞ。

○議員（7番 梅津 義信君） 私も同じところの質問なんですけど……

○議長（是石 利彦君） あんまり重ならんようお願いします。

○議員（7番 梅津 義信君） いや、極力。町内利用者が何名いて、使用料何ぼ取っているんで、結局、年間町内利用者、町利用者から幾ら頂いているのかちゅうのは決算書見れば分かるんですけども、今、決算書持ってないんですけど、ちょっと勉強不足で自分から言うのは恥ずかしいんですけど、今、お手元に資料があれば、この場で報告していただければありがたいなと。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） 申し訳ないんですが、私もその資料を今持ち合わせておりません。また後ほど答えさせていただきます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 細かいことはまた委員会で聞くんで、一つだけ僕が、これ今回思ったのが、照明施設、これは今回値上げになっていないんで、これ電気代、多分あそこ、一番ナイターがあるんで、かかっているんじゃないかなって、正直思うんですけど、ただ、今使っているのが、大概が町内の野球とかサッカーの方、子供たちが使っているんで、これ値上げされると、正直、嫌なんです。例えば、町外だけで区分をつくってあげるとか、そういう見直し案はなかったのか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（別府 真二君） お答えいたします。

照明施設につきましては、先の話をしてあれなんですけど、現在、水銀灯っていうのが、なかなか使えない環境にあります。将来的には水銀灯を、例えばLED灯に改正することも考えががあります。ただ、同じ電気代について、町内と町外っていうところを、どう言ったらいいんですか、金額設定を変えるっていうのが、なかなかその当時も検討されたかと思います。今回も見直すところではあったんですが、水銀灯と水銀灯に代わるべく、照明施設っていうところも今後検討していかなければならない部分でございますので、今回は、その部分については、改正の提案をしなかったというところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第85号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第85号は総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第10. 議案第86号 吉富町子育て支援センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第10、議案第86号吉富町子育て支援センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長より内容の説明を求めます。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） それでは、御説明いたします。

議案書の22ページをお願いいたします。併せて資料ナンバー1、新旧対照表の20ページを御覧ください。

吉富町子育て支援センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正につきましては、今まで無償としていました、吉富町子育て支援センターの使用について、使用者に、受益者負担の原則に基づき負担をいただくため、今回新たに使用料を徴収したいので、必要な事項を定めるために条例の一部を改正するものでございます。

それでは、詳細につきましては、資料ナンバー1の新旧対照表で御説明させていただきます。20ページをお願いいたします。

吉富町子育て支援センターの設置及び管理運営に関する条例、新旧対照表別表の下線の箇所が今回改正されるものでございます。

第8条、利用者の資格でございます。第8条中、「支援センター」の次に、「が実施する事業を」、「できるもの」の次に、「（以下、「利用者」という。）」を加える。

今回、子育て支援センターの利用者と使用者、利用者につきましては、町が行っている事業ということで、今までどおり無償となりますが、その経緯を確定させるために、一部を改正するものでございます。

第9条及び第10条を次のように改める。利用料金、支援センターが実施する事業の利用料金は無料とする。通常の子育て支援センターで行っている事業の利用者につきましては、今までどおり無償とするため、改正するものでございます。

施設の利用、第10条、施設を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。第2項、前項の規定により、使用の許可を受けた者は、当該許可に係る、使用の権利を他に譲渡し又は転貸してはならない。新たに施設を使用した場合

の要件を確定するため、改正するものでございます。

第12条を第15条とし、第11条を第14条とし、第10条の次に、次の3条を加える。条
ずれが発生したための改正でございます。

使用料、第11条、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用
料を前納しなければならない。新たに今回施設を使用した場合の使用料を設定したの
について、使用料の納付についてでございます。

使用料の減免、第12条、町長が規則で定めるところに使用料を減免することができる。新
たに施設を使用した場合の使用料の減免についてでございます。

使用料の不返還、第13条、既納の施設使用料は返還しない。ただし、次の各号のい
ずれかに該当するときは、その全部または一部を返還することができる。

第1号、災害その他使用者の責に帰することができない理由で使用できなかったとき。

第2号、その他町長が特に必要と認めたとき。

新たに施設を使用した場合の使用料の不返還についてでございます。

続きまして、附則の改正でございます。

同じく資料ナンバー1の21ページをお願いいたします。

附則の次に、次の別表を加える。別表第11条関係、区分、使用料、冷暖房料という
ふうになっております。

多目的ルームにつきましては、使用料50円、冷暖房料100円。多目的ホールにつ
きましては、使用料が100円、冷暖房料が200円。これにつきましては、施設、
今まで町の施設は、最低のやつの料金設定というふうになっております。

備考といたしまして、1、使用料には消費税を含む。2、使用時間に1時間未
満の端数があるときは、その端数時間を1時間とみなして計算する。3、営
利を目的として使用する場合または入場料、月謝等を徴収する場合は使用
料の10割を加算する。4、使用時間は準備及び片づけに要する時間を含む
ものとする。

再度、すみません、議案書に戻っていただきたいのですが、23ページを
お願いいたします。

附則といたしまして、施行期日、第1項、この条例は令和3年4月1日
から施行するものでございます。

次に、経過措置といたしまして、第2項、この条例による改正後の吉富町
子育て支援センターの設置及び管理運営に関する条例第10条から第13条の
規定は、この条例の施行の日以後の申請により許可を受けた者に対する
使用料について適用し、同日前の使用により許可を受けた者に対する
使用料については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいます
ようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対し質疑ありませんか。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） お尋ねします。

新しく利用料金の設定ですが、ということは、この支援センターが実施する事業以外に、一般の方がこれを利用したことがあるということなのか、そしてもしあれば、どういう方がどういう目的で利用しているのか、分かれば説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 子育て支援センターにつきましては、今まで利用、町の事業以外で利用した実績はございません。1件もございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 第12条に、使用料の減免が載っているんですけども、これはどういう場合を想定しているんでしょうかっていうのが1点と、別表のところ、この負担割合と、もしかしたらこれ負担割合で計算した額よりも、もしかしたら安くしてあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

第12条の減免につきましては、例えば、私の保育所とか、そういったように、ある程度公共性のあるものについては減免をするというふうなことを想定して、今回、想定をしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。（発言する者あり）負担割合。ごめんなさい。どうぞ。はい、もう一回。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） すみません。負担割合につきましては、今まで取ってなかったことを、今回、公共であるということで10%ということで、子育て支援センターのほうはなっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 10%そのものですか、もっと安くしているとかそんなことじゃないんですか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 算定した額で言えば、330円程度になりますが、今まで使

用料を取ってなかったのので、今回、最低、今までの最低の使用料である50円ということで、今回初めてということで、使用料はそういうふうなことで計上させていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 今まで取ってなかったのに、料金を設定して、なおかつ、先ほど同僚議員が言われた中で、今まで使用したあれもないという中で、こういうのを、もうけるということは今後、これを設定して、広く町民の皆様と同好会、子育ての仲間同士での募集を呼びかけるとか、そういうことは考えているのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

今回、子育て支援センターにつきましては、多目的ホールに空調もつけて、今年度事業としてつけていただいたので、使用ができるということで、今後はホームページ、広報等で住民に広く周知して利用を推進するふうに計画しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） すみません、僕、福祉委員会じゃないんですけど、ここでしか聞けないので聞かせてください。

利用料金を無料にする、今使ってる支援センターで行う事業の方を無料にするためにあえて基準を設けないと無料とうたえないんで、だと思っんですね。

今、同僚議員に言われたんですが、これ、使用実績ないんですが、どのような方に使ってもらうことを想定されているのか、もしあれば。今言ったように、今度支援センターが使っておりますので、かなり限定された使い方になると思います。何かそういう、もし予定か何かそういうのがあれば。そこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

今現在、使用した実績はございませんが、今後施設等の整備もできましたので、町内の各お母さんのグループとか、そういったふうな方たちに今後はどんどん使用していただきたいというふうに考えて、今回、そういったふうに設定させていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどのは多目的ルームが330円、つまりそれが10%になるので、もともと3,300円使って、その10%、330円を50円にしているということに

なるんですけど、では、下の多目的ホールの場合は、これの倍額と考えたらいいんですか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

多目的ルームと多目的ホールは面積が約倍ぐらい違うから、その分、空調につきましても1台と2台というふうになっておりますので、全てが約、おおよそ倍になっておりますので、使用料も倍頂くということで、今回、計上させていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第86号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第86号は福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時。

午後0時02分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に再開いたします。

.....

日程第11. 議案第87号 吉富町住民福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（是石 利彦君） 日程第11、議案第87号吉富町住民福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書25ページ、新旧対照表22ページ、23ページを併せて御覧ください。

吉富町住民福祉センターひだまりは、現在、使用料は徴収しておりませんが、受益者負担の適正化を図るため、新たに使用料の徴収規定を設けるものでございます。

吉富町住民福祉センター設置条例の一部を改正する条例。

吉富町住民福祉センター設置条例（昭和54年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条を第8条とし、第3条の次に、次の4条を加える。

第4条、使用の許可です。センターを使用しようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

第5条は、使用料です。使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

第6条は、使用料の減免です。町長は規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。この使用料の減免につきましては、吉富町または吉富町社会福祉協議会が主催または共催する行事について、全額免除することを想定しております。

第7条は、使用料の不返還です。第7条、既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付することができる。

第1号、災害その他使用者の責に帰することができない理由で使用できなかったとき。

第2号、その他、町長が特に必要と認めたとき。

附則の次に、次の別表を加える。利用を促進するとともに、受益者負担の適正化を図るため、部屋の広さに応じて最低限度の使用料と冷暖房費を定めるものでございます。

備考といたしまして、1項、使用料には消費税を含む、第2項、使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間を1時間とみなして計算する。第3項、使用時間は、準備及び後片づけに要する時間を含むものとする。

附則です。第1項、施行期日、この条例は令和3年4月1日から施行する。

第2項、経過措置。この条例による改正後の吉富町住民福祉センター設置条例の規定は、この条例の施行の日以降の申請により許可を受けた者に対する使用料について適用し、同日前の申請により許可を受けた者に対する使用料については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。御審議、よろしく願いいたします。

担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

本案に対して御質疑はありませんか。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 一つ質問します。

この一部を改正する条例について、前の子育て支援センターの場合には、「営利を目的とする」という文言がありました。こっちはありませんが、それは想定してないのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） この条例の第1条にも規定をしておりますが、この住民福祉センターひだまりは、老人福祉法に基づく老人福祉センターとして設置をしております。その用途は、使途は、高齢者からの相談、高齢者の教養、健康等、福祉の増進を図ることを目的としてお

りますので、営利を目的とした使用は想定しておらず、できないものというふうに考えております。したがって、備考欄に営利目的利用の条件は規定しておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 2点、お願いします。

一つは、先ほどと同じ負担割合、当初の負担割合、それと、今までは使用してても無料だったということなんですけど、冷暖房費を除いて、昨年度実績で収入は幾ら増えるんですか、その使用料を取ることによって。分かればお願いします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） この負担割合は、最低の10%ということになっております。

次の質問の、もし使用料を徴収したときに幾らになるかというのは、申し訳ございません、試算をいたしておりません。ただ、今現在、定例的に使用しているのは10団体と申しますか、10団体でございます。その人たちから、使用料を徴収しないところも、共催とか、そういったところもありますので、使用料を徴収する団体は9団体かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） この中に、先ほどあった、営利目的のは想定してないからないと言ったと、先ほど同僚議員の質問に対する御回答でしたが、今の時代、どういう不足の法の、書いてないことの逆を取ってくることもあると思うんで、ないので、人々のその良心に従うだけで、非常に危ういところもあるわけで、先ほど同僚議員が質問されたことに対して担当課が答えたことは、しっかり、議事録が残っているんで、これだけでも今後のあれになると思うので、非常に大事な質問だと思うので、御回答も含めて大事な質問だということをご認識していただければよろしいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 先ほど申し上げましたとおり、老人福祉法に基づく老人福祉センターでございますので、そういった回答をいたしました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 基本的なことをちょっとお聞きしたいんですが、老人福祉法で一般に貸し出す場合、制限かかっているんですが、これ、1名で使った場合であっても、例えば、50人ぐらいで使った場合であっても、この金額で変わりはないんですね。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 1名で使うところはないかと思うんですけども、人数は変わり
はございません。部屋を1時間、幾ら使えばこの金額ということになっております。

以上です。

すみません。ただ、今、コロナの関係ございますので、部屋に対しては人数の制限をいたして
おります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第87号は、福祉産業建設委員会に付
託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第87号は福祉産業建設委員会に
付託することに決しました。

日程第12. 議案第88号 吉富あいあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第12、議案第88号吉富あいあいセンターの設置及び管理に関す
る条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 御説明いたします。

議案書の28ページをお願いいたします。併せて、資料ナンバー1、新旧対照表の24ページ
を御覧ください。

吉富あいあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでご
ざいます。

今回の改正につきましても、今まで無償としていました、吉富あいあいセンター使用について、
使用者に受益者負担の原則に基づいて負担を頂くために、新たに使用料を徴収したいので、必要
な事項を定めるために条例の一部を改正するものでございます。

それでは、詳細につきましては、資料ナンバー1の新旧対照表で御説明させていただきます。

24ページをお願いいたします。

第8条でございます。第8条第2項中、「使用者」を「使用の許可を受けた者（以下「使用
者」という。）」に改め、「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。あいあいセンターの使

用者の定義を確定させるため、また文言の修正により、一部改正するものでございます。

第9条でございます。第9条中、「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。文言の修正により、一部修正をするものでございます。

第10条を次のように改める。使用料、第10条、使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。新たに施設を使用した場合の使用の使用料の納付についてでございます。

第12条を第14条とする。第11条第2項中、前条を第9条に改め、同条を第13条とし、第10条の次に、次の2条を加える。条ずれが発生したための改正でございます。

使用料の減免、第11条、町長が規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。新たに施設を使用した場合の使用料の減免についてでございます。

使用の不返還、第12条、既納の施設使用料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を返還することができる。

第1号、災害その他使用者の責に帰することができない理由で使用ができなかったとき。

第2号、その他町長が特別な理由があると認めるとき、新たに施設を使用した場合の使用料の不返還についてでございます。

続きまして、附則の改正でございます。

同じく資料ナンバー1の25ページをお願いいたします。

附則の次に、次の別表を加える。別表、第11条関係。区分、使用料、冷暖房料となっております。女性研修室、1時間当たり50円、冷暖房料100円、プレイルーム1時間当たり50円、冷暖房100円、栄養指導料理室、1時間当たり50円、冷暖房100円、多目的室1時間当たり使用料100円の冷暖房料200円となっております。

備考第1項、使用料には消費税を含む。第2項、使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間を1時間とみなして計算。第3項、営利を目的として使用する場合または入場料、月謝等を徴収する場合は、使用料の10割を加算する。第4項、使用時間は準備及び片づけに要する時間を含むものとする。

それでは、再度、議案書に戻っていただきたいのですが、29ページをお願いいたします。

附則といたしまして、施行期日、1、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

次に、経過措置といたしまして、2、この条例による改正後の吉富町あいあいセンターの設置及び管理に関する条例第10条から第12条までの規定は、この条例の施行の日以後の申請により許可を受けたものに対する使用料について適用し、同日前の申請により許可を受けたものに対する使用料については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

本案に対し、御質疑ありませんか。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） これ、あいあいセンターは今までに使用目的、どのような感じで使用目的されたのか。今回、また、使用料金での関係に関して、どのような方に使用をしてもらうのか。

それと、町外の枠組みがないんですけども、町外の方の使用はもう考えていないという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

使用目的といたしましては、あいあいセンターは健康増進に関する事業を行っておりますので、そういった民間の会社、民間のところが何か健康用品の販売とか、説明とかいう場合も今回は貸出しができる、今まではそういったことをしておりませんでした。今回、できるということで考えております。

今まで、今現在の利用におきましては、4団体ほど町内、今現在、使用しております。毎月2回のグループが1グループと、あと毎週1回使っているグループが3団体ございます。

今後につきましては、町内町外の区別はなく、使用した場合には使用料を取ということで、町外の方の使用ができるというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） こちらは、今説明、同僚議員がされたんで。

1点だけお聞きしたいんですが、使用料の減免規定があるやないですか、どういう場合、どういう方がこの減免規定になるんか、ちょっとそこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 今現在、使用料の減免を想定しておりますのは、町が主催、共催人ということで、町と一緒にする事業に関しましては、減免規定を規則で設けて減免するというので、その他につきましては、使用料を頂くということで考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これに対しても負担割合と、あと町内町外、区別がないということだったんですけど、使用料について、前は町内町外、区別があるものがあったんですけど、そ

の辺はどういう基準になっているのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

負担割合については、10%で見えております。

先ほども申しあげましたように、あいあいセンターの目的が健康増進ということで、目的が一つ、健康増進に関する事なので、町内町外の区別をつけず、それに関する事業に関しましては、使用料を頂くということで、町内町外の区別はつけておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） すみません。健康に関する場合の、また営利企業がいいという話なんですけど、判断基準、難しいと思うんですが、うさんくさいような会社があるじゃないですか。健康、何かお土産も出して、帰って後から、そういう会社の場合はどうするんですか。何か基準設けるんです……、そうせんと、はたから見ても分からんですよ。ただ申込みして、実は吉富町の施設で、そういう詐欺、詐欺っちゅうていいんか分からんけど、そういう会社が入るとなるともうまずいなと、その辺を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

使用につきましては、規則の中で十分、慎重に審議するように、いろんなチェック要件をかけて、審査して許可を出すというふうに規則を制定するようにしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第88号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第88号は福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第13. 議案第89号 吉富町ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第13、議案第89号吉富町ふるさとセンターの設置及び管理に関

する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） それでは、議案書の30ページをお願いいたします。

吉富町ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書31ページをお願いいたします。併せて、資料ナンバー1の27ページの新旧対照表を御覧ください。

吉富町ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例（平成24年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「120円」を「180円」に改める。これも受益者負担の原則に基づき、1時間当たりの施設原価1,220円に、受益者負担割合の25%を乗じた結果、300円となりましたが、受益者の急激な負担増加を防止するため、現行料金の120円に1.5を乗じた180円を料金改正案とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置として、この条例による改正後の吉富町ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請により許可を受けた者に対する使用料について適用し、同日前の申請により許可を受けた者に対する使用料については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第89号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第89号は福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第14. 議案第90号 令和2年度吉富町一般会計補正予算（第12号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第14、議案第90号令和2年度吉富町一般会計補正予算（第

12号) についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第90号については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(是石 利彦君) 御異議なしと認めます。よって、議案第90号令和2年度吉富町一般会計補正予算(第12号)については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

日程第15. 議案第91号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第7号) について

○議長(是石 利彦君) 日程第15、議案第91号令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第7号) についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入。5ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入6ページ、歳出7ページまで。

歳入歳出全般について、御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(是石 利彦君) 次に8ページ、補正予算給与費明細書。

以上、補正予算書全般について、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(是石 利彦君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第91号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(是石 利彦君) 御異議なしと認めます。よって、議案第91号令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第7号) については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第16. 議案第92号 令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について

○議長(是石 利彦君) 日程第16、議案第92号令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入。5ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入6ページ、歳出7ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第92号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第92号令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第17. 議案第93号 令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第17、議案第93号令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから、ページを追っての質疑を行います。

補正予算1ページ。補正予算実施計画、2ページ。予定貸借対照表、3ページ、4ページ。補正予算明細書、5ページ。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 支出補正予算、20節修繕費145万2,000円についてです。

現在、本町の水道事業は、配水池が2つと水道企業団からの送水で行っています。今回は古い配水池と新しい配水池をつなぐ逆流弁修理で、現在の古い配水池は地下に埋蔵されているために、耐震性は確保していると聞いていますが、何分築40年を過ぎ、老朽化が進んでいます。今後も、若干ですが、人口の減少も進んでいる中で、この古い配水池を今後どのように行っていくのかということをお聞きします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） ただいまの質問は、第2配水池を今後どのようにしていくのかという御質問であったと思います。

今、議員さん言われたように、吉富町の水道において、第2配水池につきましては、昭和47年の簡易水道として、吉富町の水道、初めて水道事業が始まったときの施設であります。主に、広津、小犬丸、喜連島地区に給水区域を限定をいたしまして、山国川の改修等、山国川の堤

防等の改修で井戸水の出が悪くなったというようなことから、簡易水道が始まったということで、私たち水道に従事する者は当時の職員から聞いておりました。それが今現在にまだ残って配水をしております。

その後、昭和50年から51年にかけて、天仲寺山のほうに新しい水道タンクを設け、吉富町全域を給水区域として水道事業がスタートしております。それで、その間にいろんな改良等加え、現在に至っております。

それで、配水池を、皆さん御存じのとおり、新しく2つ、耐震化を備えた配水池を建設いたしました。将来的には、この配水池から全町にわたり給水すべきと、今後、増補改良が必要な箇所につきましては、そういった手だてを行った上で、全町に配水をするという計画は、今、持っております。

この古い配水池をいつまで使うかということになると、まだ、いつまでということは、今、ここではお答えできませんが、今回、補修として、修繕費として計上いたしました、この電動弁の改修につきましては、新しくできた配水池、2つの配水池と、今、向野議員さんが質問していただきました、古い配水池は、満水面のハイウォーターレベルといいますか、満水面の差が約11メートルあります。これを、町内の水道管全てつながってたとすると、夜間の使用料が落ちるような時間帯には、高い配水池から低い配水池に水が逆流してしまう逆流現象が起きてしまいます。こういったことを防ぐために、バイパス管に時間によっては電動的に開けたり閉めたり、そういった機能を持たせている電動弁です。施設能力の大きい配水池から多くのエリアに配水をする、多くの量を配水する、これが一つの施設のバランスだろうと考えています。

今回の補修、この修繕費は、そういったバランスを取るために、現在そこがうまく調整できておりません。それを稼働させて、施設能力に応じた配水をするために補修をするということになります。質問への、質問内容、少しそれた回答にはなろうかとは思いますが、第2配水池をいつ取り壊すかとか、そこら辺はまだ、今、検討中でありまして、具体的に、いつということは今ここでは申し上げることはできません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 同じページ、同じところですね、1款1項2目20節のその電動弁修繕費ですね、これ、いつ判明したのか、この故障というものが。

あと、先日の説明では、ランニングコストが下がるという話をされていましたが、このことについて、ランニングコストの削減につながるのか、その2点をお聞きします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） いつ判明したのかという質問ですが、今年の4月に、私、上下

水道課に着任をいたしまして、上水道、下水道の施設、各、様々なところを点検をいたしております。

以前、私、10年ぐらい前までに上下水道課において業務をしておりました。それで、10年間ほどこの業務から離れておったわけですが、この間に様々な増補改良がなされております。そういったところを、私は課長として把握すべく、この春から各、様々な施設を点検をしてみました。その点検の中で、うまく機能していないということが初めて分かりました。私、今、この時点でいつから動いてなかったかというようなことまでは、はっきりとお答えできませんが、そういった施設点検の中で不具合を見つけた、これを正しく稼働させるために、今回、補修するものということです。

それから、ランニングコストです。企業会計で上下水道課は運営をしております。ランニングコストに気をつけてといいますか、十分踏まえた上で運転するのは、これはもつともです。もちろんのことだと思います。

ただ、今、これを修繕、145万2,000円を投じて、どれくらいのランニングコストの減になるかというようなことは、まだはっきりした試算はできておりませんが、まずは私は、施設能力に応じた、先ほども申し上げましたが、大きな機能を持っているところから大きな負担をする、大きな給水区域や配水量を担うこの施設の能力に応じた負担で運転をする、これが一番のランニングコストを考慮した運転であろうと考えて、ランニングコストという言葉を使いました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第93号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。議案第93号令和2年度吉富町水道事業会計補正予算（第5号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第18. 議案第94号 令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第18、議案第94号令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑を行います。

補正予算、1ページ。補正予算実施計画、2ページ。予定貸借対照表、3ページ、4ページ。

補正予算明細書、5ページ。給与費明細書、6ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第94号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第94号令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第5号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第19. 議案第95号 教育長の任命について

○議長（是石 利彦君） 日程第19、議案第95号教育長の任命についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 議案第95号教育長の任命についてでございます。

議案書37ページをお願いいたします。

教育長の任命について。吉富町教育長に次の者を任命したいので同意を求めます。

住所、吉富町大字直江250番地2。

氏名、江崎藏、昭和27年7月4日生まれ。

任期、任命の日から令和4年10月4日まで。

令和2年11月30日をもって、吉富町教育長を辞職した皆尺寺敏紀氏の後任として、江崎藏氏に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、町議会の同意を求めますのでございます。

江崎さんは、現在68歳で、宮崎大学教育学部を卒業後、京築管内の中学校教諭、福岡教育大学附属小倉中学校顧問教科、福岡県教育長、福岡県京築教育事務所、福岡県教育センターでの勤務を経て、平成22年4月から2年間、京築教育事務所長、平成24年4月からは福岡県教育センター副所長を歴任されました。

また、昭和59年4月から昭和62年3月までは、クアラルンプール日本人学校の教員を務められ、海外での教諭の経験をお持ちの方でございます。

このように、教員としての豊かな知識や豊富な経験はもとより、教育行政にも大変精通しており、本町教育長に最適任者であると思っております。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御同意くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑ありませんか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 教育行政に関わることなので、関連としてお聞きいたします。

本日、教育トップである、提案されていますが、教育部局のトップで教育長が2人続けて任期途中で辞任されました。今、私は議会の一人として、バックアップが足りなかったのだと反省するところです。

そこでお尋ねします。

今回、提案された新教育長を全力で支え、そこに本町の教育行政を推進させなければならないと強く、なりません。そのことについて、執行部のお考えをお伺いいたします。

○議長（是石 利彦君） それは答えようがない。

○議員（7番 梅津 義信君） もう一回言いますよ。だから、新教育長に提案された方と共に、私たちは手を携え、新しい吉富町の教育行政をつくっていかなきゃならないということ、私は強く思うところなので、提案された……

○議長（是石 利彦君） 討論ではありませんので、自己の意見は述べられませんので。

○議員（7番 梅津 義信君） いやいや。

○議長（是石 利彦君） いやいやじゃない。

○議員（7番 梅津 義信君） 当然のことなので、そのことについて……。

○議長（是石 利彦君） 任命についての質疑です。

○議員（7番 梅津 義信君） 提案したということで、自己の意見になるんですかね。

○議長（是石 利彦君） 自己の意見ってさっき言うたやないですか。（「私はそう思うって自己になる」と呼ぶ者あり）うん。それを自己の意見っちゅう。

○議員（7番 梅津 義信君） 分かりました。

○議長（是石 利彦君） 取り下げてください。

○議員（7番 梅津 義信君） いいですよ。

○議長（是石 利彦君） ありがとうございます。ほかに。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 今、担当課長のほうから受け入れというか、ご説明がありましたけども、年齢が私と同じなんです。大体、定年は60歳というふうに考えてみた場合に、60歳から何年間かどこかで仕事をされていたのか、そのところを分かる範囲で教えていただけないでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

定年で、福岡県、先ほど言いましたように、教育センターの副所長を最後に60歳の定年退職を迎えているというところでございます。

その後、福岡教育大学研究支援コーディネーターとして2年間在職して、27年の3月に、そちらの福岡教育大学を退職したというふうにお聞きしております。

以上です。

○議員（6番 太田 文則君） 27年。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 平成27年。

○議長（是石 利彦君） 確認だけ……

○議員（6番 太田 文則君） 平成27……

○議長（是石 利彦君） 確認だけですね。はい、どうぞ。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 平成27年に、最後に辞められたちゅうことですよね。今は何年。令和2年じゃないですか。5年前ですかね。ということは、5年間、教育から、現場から、要は離れているということなんですけども、教育もかなり日々進歩しております。ところどころ、教育長のほうから、江崎さんのほうから、自分はこういう教育長になりたい、こういう教育を目指していきたいという、その熱意のものを、もし課長が聞いているのであれば、ちょっとメッセージを、ちょっと聞かせてもらえないでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 今の太田議員さんの御質問ですけれども、私が、その、今、提案している方から直接こういうことで、教育長としてやっていきたいというようなことは聞いておりません。あくまで本日は執行部からの提案ということでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第95号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第95号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号教育長の任命については、原案のとおり同意することに決めます。

ここで暫時休憩いたします。再開は47分といたします。（発言する者あり）47分といたします。

午後1時42分休憩

.....

午後1時47分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引続き再開いたします。

先ほど、教育長の任命について、同意することに決定いたしました。

ここに、江崎藏氏が御挨拶に出席していただいております。江崎さんに御挨拶を許します。どうぞ。

○（江崎 藏君） 私、吉富町在住、江崎藏と申します。先ほどから皆様方に、私の人事案件につきまして、承認・同意を頂きましたこと、大変ありがたく、光栄に存じます。また、こうして大変お忙しい貴重な時間を頂きまして、ありがとうございました。

○議長（是石 利彦君） ありがとうございました。

では、ここでちょっと町長から発言がございます。御挨拶がございます。どうぞ。何かございませんか。

○町長（花畑 明君） ただいま江崎氏の承認、誠にありがとうございます。

まだ江崎氏とは、膝を詰めてのお話はしっかりと行っておりませんが、議員の皆様とそして執行部、教育部局、しっかりとスクラムを組んで、未来の子供たちのためにも、頑張っていたければと思っております。

今後とも、どうぞよろしく御指導をお願い申し上げて、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

.....

日程第20. 議案第96号 吉富町外1町環境衛生事務組合理約の変更について

○議長（是石 利彦君） 日程第20、議案第96号吉富町外1町環境衛生事務組合理約の変更についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） それでは、議案書の38ページをお願いいたします。

議案第96号吉富町外1町環境衛生事務組合格約の変更についてであります。

内容について説明をいたします。

吉富町外1町環境衛生事務組合の経費の支弁の方法を変更することに伴い、環境衛生事務組合格約を変更する必要性が生じたので、地方自治法第290条の規定によりまして、関係地方公共団体の議会の議決を求めるというものでございます。

では、議案に沿って説明をいたします。

議案書の39ページと併せまして、資料ナンバー1、28ページ、新旧対照表で説明をいたします。

吉富町外1町環境衛生事務組合格約（昭和44年4月5日44地第296号許可）の一部を、次のように改正する。

第12条第2項に、次のただし書きを加える。ただし、し尿に関する経費（総務管理費の人件費の2分の1及びし尿処理場管理費をいう。）の負担割合は、2割に相当する額を平等割、8割に相当する額を搬入割とし、搬入割については、当該年度の前々年度のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量を基礎として算出するものと改正いたします。

この改正の内容につきましては、さきの議員全員協議会におきまして御説明をさせていただきましたが、現在の環境衛生事務組合の経費の支弁の負担割合は、負担金総額の2割に相当する額を平等割、8割に相当する額を人口割とし、人口割については、当該年度の前年12月1日の人口基礎として算出するものとなっています。

しかしながら、現在、吉富町におきましては、公共下水道事業が進められており、現在の算出方法でありますと、し尿処理を行っていない下水道処理人口も固定資産上、含まれるようになるため、現在の負担金の割合と実際のし尿などの搬入量の割合に差が生じていることから、し尿処理に係る経費について、適正な負担割合になるよう、見直しを行うものであります。

今回の経費支弁の方法の見直しの内容につきましては、し尿に関する経費についての見直しのみとしており、し尿処理に関する経費の算出方法については、2割に相当する額を平等割、8割に相当する額を、これまでの人口割から搬入割とし、搬入割につきましては、当該年度の、前々年度のし尿処理、し尿及び合併浄化槽汚泥の搬入量を基礎として算出することとしております。

なお、し尿に関する経費といたしましては、事務的経費であります総務管理費のうち、職員の給料、手当、共済費、会計年度任用職員の報酬、それと事務局長の人件費負担金などの人件費の合計の2分の1と、し尿処理に関する直接的経費であるし尿処理場管理費を、し尿処理に関する経費とし、また搬入量につきましては、当該年度の前々年度のし尿等の搬入割としておりますが、

分担金の算定につきましては、12月に予算の算定を行うことから、前年度のし尿の搬入量は確定していないため、直近の前々年度としております。

この規約の改正によりまして、不公平感がなくなり、両町共に実情に合った適正な負担割合となるように改正を行っております。

なお、附則で、この規約は令和3年4月1日から施行するとしており、改正後の経費の支弁の方法につきましては、令和3年度の予算から適用することとしております。

以上で説明を終わります。慎重なる御審議の上、御議決いただきますようお願いをいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 組合規約なんで、これはもう我々も組合議員のほうに一任しておりますので、この内容については、我々がとやかく言うものではないと思っておりますが、この提案の議案書についてちょっとお聞きしたい。これ、総務財政課長に聞くんですが、これ、議案第96号では、環境衛生事務組合規約の変更についてとあります。右は、規約の一部を改正する規約となっているんですが、この表記の場合、これでいいのかな。例えば、ちょっと自分の考えだと組合規約の一部を改正する規約の変更についてとかいうなら分かるけど、これでいいのかな。ちょっと、そこだけちょっと教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

39ページの表題というところでよろしいんですかね。吉富町外1町……

○議員（5番 山本 定生君） 38と9の……

○総務財政課長（瀬口 直美君） ここと議案の本文ですね。こちらにつきましては、今回、改正するに当たって、担当課、所管課のほうで、その、町の例規の編さんをしております第一法規等に相談して、こういう議案の提出で問題ないというところで、提出したところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第96号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第96号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第96号吉富町外1町環境衛生事務組合同規約の変更については、原案のとおり可決するものと決しました。

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後1時56分散会
